

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震・津波)

和歌山県地震被害想定(平成18年5月及び平成26年10月公表)によると、当町では震度5弱～震度6強の地震が発生するとされている。その中でも、藤並地区は人口密集地であり、卸小売業、サービス業、飲食業の集中している地域でもあり、南海トラフ巨大地震被害想定で最大震度6強と予想されている。

なお、当町は海に面していないため、津波の被害は想定されていない。

(洪水)

和歌山県の想定最大規模降雨(1,000年に1度の降雨確立規模)による有田川浸水想定区域図によると、二川ダム下流の有田川流域において浸水深5m以上かつ約24時間の継続浸水等の大規模な浸水が想定されている。また有田川の堤防沿いでは河岸浸食や氾濫流による家屋流失地域も想定されている。

(土砂災害)

和歌山県のわかやま土砂災害マップによると、山間の多くの地域で特別警戒区域または警戒区域の指定があり、当町は非常に土砂災害発生危険性が高くなっている。山間地の全域で急傾斜の崩壊や土石流の恐れがあり、有田川以北ではさらに地すべりの恐れがある。

(火災)

当町における1年間の平均火災件数は10件程度である。ただ、当町の総面積の約77%が森林であることから、車両の進入が困難な場所で山林火災が発生した場合は、甚大な被害が予想される。

(その他)

町内の有田川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、昭和28年の梅雨前線による集中豪雨により有田川の決壊や土砂災害等、広い範囲に甚大な被害を及ぼした。この災害により、当町では約200名の人的被害に加え、住家被害が約5,000棟にのぼった。

また、当町の東部では年間2～5日程度積雪があり、想定外の積雪により、孤立集落の発生や物流の停滞等が発生する恐れもある。

その他、警戒を要するため池が111箇所あり、地震や風水害により決壊の恐れもある。

(2) 商工業者の状況

①商工業者等数 1, 212人

②小規模事業者数 1, 041人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	208	204	町内に広く分散
	製造業	90	74	吉備工業団地を中心に町内分散
	卸小売業	373	295	吉備地区を中心に町内人口密集地に分布
	飲食業・宿泊業	160	128	国道沿線を中心に町内各所に分布
	サービス業	196	175	町内に広く分布
	その他	185	165	

(3) これまでの取組

①当町の取組

項目	年月	備考
地域防災計画の策定	H21.2	令和4年3月改訂
職員防災訓練の実施	H29～	年1回実施（11月）
地域防災訓練の実施		毎年約40地区で実施
防災避難訓練の実施	H27～	年1回以上実施
防災研修会の実施	H18～	年1回実施
防災備品の備蓄		備蓄食料（12,500食） 備蓄飲料水（9,000ℓ） その他生活用品等
自主防災組織の育成		102組織結成（R6.4現在）

②当会の取組

項目	年月	備考
専門家派遣による事業継続力強化計画策定支援	R2.6	認定：1事業所
事業継続力強化計画策定支援者研修への参加（R2.7.31 那智勝浦町体育文化会館）	R2.7	主催：和歌山県 参加者：当会職員2名
商工会BCP作成セミナーへの参加（R2.9.9 県民文化会館）	R2.9	主催：県商工会連合会 参加者：当会職員1名
事業継続力強化計画策定講座開催の周知	R2.10	商工会報「ありだがわ」 Vol.127へ記事掲載723部
事業継続力強化計画策定講座の開催（R2.10.8 有田振興局）	R2.10	主催：広域商工会有田オレンジ協議会 参加者：6事業所9名 認定：2事業所
事業継続力強化計画策定講座の開催結果周知による啓発	R2.11	商工会報「ありだがわ」 Vol.128へ記事掲載725部
専門家派遣による事業継続力強化計画策定支援	R3.1	認定：1事業所
商工会事業継続計画書（BCP）の策定	R3.3	
事業継続力強化への支援事業 Web セミナーへの参加（R3.6.17 オンライン）	R3.6	主催：県商工会連合会 参加者：当会職員2名
事業継続力強化への支援事業 ワークショップへの参加（R3.8.26 商工会館）	R3.8	主催：県商工会連合会 参加者：当会職員7名
事業継続力強化計画策定支援についてのPR	R3.8	広域商工会実施
事業継続力強化計画の策定支援	R4.5	認定：1事業所
事業継続力強化への支援事業 Web 説明会への参加（R4.6.27 オンライン）	R4.6	主催：県商工会連合会 参加者：当会職員1名
事業継続力強化への支援事業 状況想定訓練への参加（R4.8.1 商工会館）	R4.8	主催：県商工会連合会 参加者：当会職員2名
事業継続力強化への支援事業 BCP 対応ワークショップへの参加（R4.8.29 商工会館）	R4.8	主催：県商工会連合会 参加者：当会職員2名
事業継続力強化への支援事業 災害模擬演習への参加（R4.9.15 オンライン）	R4.9	主催：県商工会連合会 参加者：当会職員2名
事業継続力強化支援会議への参加（R5.1.27 オンライン）	R5.1	主催：全国商工会連合会 参加者：当会職員1名

事業継続力強化計画の策定支援	R5.4	認定：1事業所
事業継続力強化計画の内容と策定のメリットに関する周知	R5.5	商工会報「ありだがわ」 Vol.158へ記事掲載784部
事業継続力強化計画の内容と策定のメリットに関する周知	R5.6	商工会報「ありだがわ」 Vol.159へ記事掲載784部
事業継続力強化計画の内容と策定のメリットに関する周知	R5.7	商工会報「ありだがわ」 Vol.160へ記事掲載786部
第1回中小企業「強靱化」シンポジウムへの参加（R5.7.20 オンライン）	R5.7	主催：中小企業基盤整備機構 参加者：当会職員1名
事業継続力強化計画の内容と策定のメリットに関する周知	R5.8	商工会報「ありだがわ」 Vol.161へ記事掲載790部
第2回中小企業「強靱化」シンポジウムへの参加（R5.9.1 オンライン）	R5.9	主催：中小企業基盤整備機構 参加者：当会職員1名
事業継続力強化支援会議への参加（R6.1.19 オンライン）	R6.1	主催：全国商工会連合会 参加者：当会職員1名
・商工会による事業継続力強化計画策定支援の周知 ・事業継続力強化計画オンラインセミナー（R6.2.4 中小企業基盤整備機構）に関する周知	R6.2	商工会報「ありだがわ」 Vol.167へ記事掲載793部
事業継続力強化に係る支援機関向け研修（R6.2.8 オンライン）	R6.2	主催：和歌山県 参加者：当会職員1名
事業継続力強化支援計画申請ガイドライン説明会への参加（R6.7.19 オンライン）	R6.7	主催：和歌山県 参加者：当会職員2名
・商工会による事業継続力強化計画策定支援の周知 ・事業継続力強化計画オンラインセミナー（毎月第2木曜 中小企業基盤整備機構）に関する周知	R6.8	商工会報「ありだがわ」 Vol.173へ記事掲載802部
事業継続力強化支援計画策定に向けた共有会への参加（R6.8.6 オンライン）	R6.8	主催：県商工会連合会 参加者：当会職員2名
・商工会による事業継続力強化計画策定支援の周知 ・事業継続力強化計画オンラインセミナー（毎月第2木曜 中小企業基盤整備機構）に関する周知	R6.9	商工会報「ありだがわ」 Vol.174へ記事掲載803部

2 課題

- (1) 自然災害のリスクの高まりに対し、事業継続力強化計画が身近に必要なことを小規模事業者理解してもらうこと。
- (2) 主として法人で従業員、取引先、顧客が多い小規模事業者や、当町において水害による道路寸断の可能性が高い清水地区の小規模事業者を優先的に支援すること。
- (3) 事業継続力強化に関心ない小規模事業者の納得を得ること。
- (4) 事業継続力強化計画策定後に計画見直しや訓練を実施していない小規模事業者への支援を行うこと。

3 目標

○実施目標

項目	目的	目標	
有田川町内の全ての小規模事業者に対する周知	有田川町内の小規模事業者への「身近で、必要な事業継続力強化」についての啓発	定期的な広報	有田川町広報 ：年1回 商工会報「ありだがわ」掲載 ：年4回 有田川町商工会のInstagram 並びにホームページによる情報発信 ：年4回
優先的に支援すべき小規模事業者に対する周知	特に事業継続力強化が必要な小規模事業者への啓発	経営指導員の窓口・巡回指導時の伝達	随時実施
無関心な小規模事業者に対する周知	事業継続力強化に無関心な小規模事業者への啓発	経営指導員の窓口・巡回指導時の伝達	随時実施
事業継続力強化計画策定事業者に対する周知	策定した事業継続力強化計画の見直しと訓練実施の啓発	経営指導員の窓口・巡回指導時の伝達	随時実施
事業継続力強化計画策定、計画見直し、訓練、希望事業者への対応	発災時に実効性を高めるための計画策定、計画見直し、訓練の実施	経営指導員の的確な初期対応と専門家派遣の実施	随時実施
本計画の進捗状況の共有	有田川町と有田川町商工会の情報共有	共有すべき進捗状況の確認と適宜の情報交換	随時実施 ＊有田川町商工担当課は有田川町防災担当課と随時情報を共有
被災事業者情報の共有	発災後速やかに復興支援を行うための有田川町と有田川町商工会間の被災事業者情報の共有	連絡・共有方法の確認	
保険・共済の手続き	被災事業者へのスピーディーな保険・共済の給付	・保険、共済給付に必要な被災事業者の情報と給付手続きの確認（損保会社や県火災共済協同組合との情報交換を実施） ・商工会経営指導員のスキルアップ	
応急時の施策・復興施策の周知と活用	有田川町と有田川町商工会による、被災事業者に対する応急施策・復興施策の周知と活用支援	応急施策・復興施策の周知方法の確認	

4 その他

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

有田川町と有田川町商工会の役割分担、体制を整理し、以下の事業を実施する。

（１）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を行う。

①小規模事業者に対する啓発

- ア 全ての小規模事業者に対し事業継続力強化が身近で必要であることを知ってもらうために、有田川町広報、有田川町商工会報、有田川町商工会のInstagram並びにホームページで定期的に啓発を行う。
- イ 優先的に事業継続力を強化すべき小規模事業者を、「主として法人で、比較的従業員、取引先、顧客が多い事業者並びに、水害による道路寸断の可能性がある清水地域の事業者」とし、有田川町商工会の窓口・巡回指導時の伝達により啓発を行う。
- ウ 事業継続力強化に無関心な小規模事業者に対し、有田川町商工会の窓口・巡回指導時の伝達により啓発を行う。
- エ 事業継続力強化計画策定済みの小規模事業者には有田川町商工会の窓口・巡回指導時の伝達により啓発を行い、発災時に計画が機能するよう、計画の見直しや訓練を推進する。
- オ 特にイの「優先的に支援すべき小規模事業者」、ウの「無関心な小規模事業者」への啓発の際には、必要に応じて次の支援を行う。
 - i 「有田川町が公表しているハザードマップ」を用いてそれぞれの小規模事業者の災害リスクを説明する。
 - ii 「商工会CMA P」（リアルタイムに自然災害時の被害予測ができるサイト）の紹介を行う。
 - iii 具体的な事例や数値を用いて、計画の必要性とメリットを説明する。
 - iv 自然災害の発生時、復興に活用したものの1位が「損害保険」（2019年版中小企業白書より）であることから、保険・共済の重要性を説明する。

②小規模事業者に対する事業継続力強化計画策定・見直し・訓練

事業継続力強化計画の策定、見直し、訓練を行う際には、まずは商工会の経営指導員が初期対応するが、実効性のある策定、見直し、訓練とするため、有田川町商工会独自の専門家派遣制度、県商工会連合会の専門家派遣制度を活用して支援する。

③関係団体等との連携

事業継続力強化計画による適切な保険・共済への加入、発災後の円滑な給付のために、和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合との連携体制をつくる。

④本計画の進捗状況の共有と計画の変更

本計画の進捗状況は、有田川町商工担当課と有田川町商工会が随時共有し、その情報は有田川町防災担当課とも共有する。

なお、本計画に変更の必要が生じた際には、有田川町商工担当課と有田川町商工会が協議

を行う。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡するとともに、応急対策・復興支援を行う。

① 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に有田川町・有田川町商工会は職員の安否確認を行う。安否確認はSNS、電話を利用して行い、業務従事の可否を確認する。

その後、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を把握し、有田川町と有田川町商工会で共有する。

② 応急対策の方針決定

ア 有田川町と有田川町商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針（災害規模別の被害状況把握の考え方と把握・共有頻度）を決める。

（台風・豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

大規模な被害がある	・地区内10％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

イ 本計画により、有田川町と有田川町商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
2週間～4週間	3日に1回共有する
1カ月以降	随時共有する

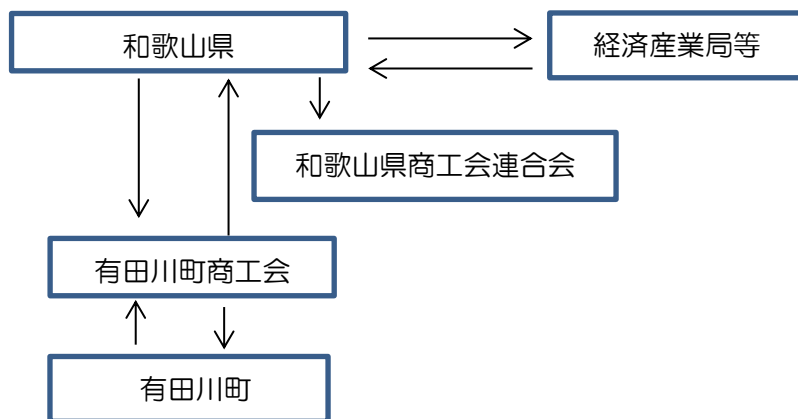
③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

ア 自然災害等発生時に、有田川町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

イ 二次被害を防止するため、被災地域で行う活動について決める。

ウ 有田川町と有田川町商工会は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

エ 有田川町と有田川町商工会が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や有田川町地域防災計画に基づき報告する他、和歌山県の指定する方法にて有田川町商工会より和歌山県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ア 相談窓口の開設方法について、有田川町と相談する（有田川町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- イ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ウ 有田川町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- エ 応急時に有効な被災事業者施策（国や和歌山県、有田川町等の施策）について、事前に検討した方法で有田川町内小規模事業者等へ周知するとともに施策の活用支援を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

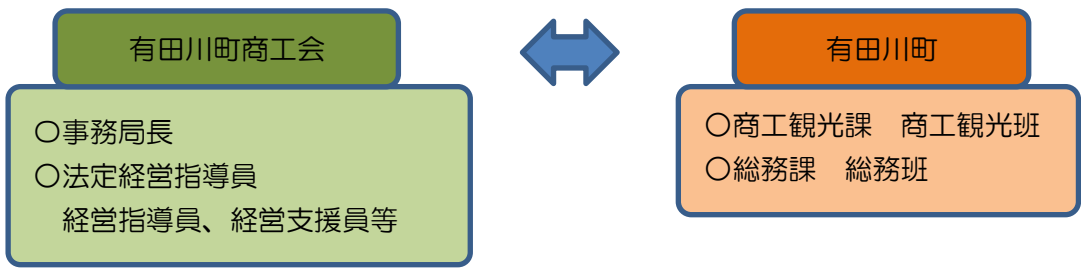
- ア 有田川町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
また、復旧・復興に効果的な被災事業者への保険・共済給付については、スピーディーに行えるよう連携体制を構築した損保会社、県火災共済協同組合とともに給付業務にあたる。
- イ 復興支援として行われる（国、県、町）施策の周知を、事前に検討した方法で行うとともに活用支援を実施する。
- ウ 被害規模が大きく、有田川町・有田川町商工会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を和歌山県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

- ア 本計画は、有田川町及び有田川町商工会のHP及び広報誌等において公表し、小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- イ 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
1 実施体制 （商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 竹内 一博（連絡先は下記3（1）参照）	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ① 本計画の具体的な取組の企画や実行 ② 本計画に基づく進捗確認、見直し等	
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
(1) 商工会／商工会議所 有田川町商工会 〒643-0021 和歌山県有田郡有田川町下津野276-3 TEL： 0737-52-5701 / FAX：0737-52-2999 E-mail：aridagawa@w-shokokai.or.jp	
(2) 関係市町村 有田川町 商工観光課 〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町中井原136-2 TEL： 0737-22-4506（代表） / FAX：0737-32-9555 E-mail：n.syokokanko@town.aridagawa.lg.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
事業継続力強化計画の策定・見直し・訓練を支援するための専門家派遣費用 (有田川町商工会、県商工会連合会の専門家派遣制度を活用)	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、事業収入、有田川町補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金 和歌山県商工会連合会委託事業 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。